

(趣旨)
 第一条 この規則は、佐倉市飯野台観光振興施設の設置及び管理に関する条例（平成十五年佐倉市条例第十五号。以下「条例」という。）第十九条の規定に基づき、佐倉市飯野台観光振興施設（以下「観光振興施設」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(趣旨)
 第一条 この規則は、佐倉市飯野台観光振興施設の設置及び管理に関する条例（平成十五年佐倉市条例第十五号。以下「条例」という。）第十四条の規定により、佐倉市飯野台観光振興施設（以下「観光振興施設」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 オートキャンプ場の定員は、一区画につき十人とする。

(使用時間)

第三条 観光振興施設の使用時間は、別表第一及び別表第二に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、使用時間を変更することができる。

(休業日)

第四条 観光振興施設の休業日は、一月一日から同月三日まで及び十二月二十九日から同月三十一日までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業日を設けることができる。

(使用の承認の申請)

第五条 条例第五条第一項の規定により観光振興施設を使用しようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間内に、佐倉市飯野台観光振興施設使用承認申請書（別記様式第一号又は別記様式第二号）により市長に申請しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- 一 オートキャンプ場を使用する場合 使用月の三月前から使用日まで
- 二 オートキャンプ場の使用を延長する場合 使用日の午前九時から使用開始時間まで
- 三 テニスコートを目曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）に使用する場合 使用月の前月一日から使用日まで
- 四 テニスコートを目曜日、土曜日及び休日以外に使用する場合 使用月の前月二日から使用日まで

(使用の申請及び許可)

第二条 条例第十一条第一項の規定により観光振興施設を使用しようとする者は、佐倉市飯野台観光振興施設使用許可申請書により指定管理者（条例第五条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に申請しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めるときは、この限りでない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請を許可したときは、当該申請をした者に対し、通知するものとする。

<p>(使用の取消し又は変更)</p> <p>第三条 前条の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、当該許可に係る観光振興施設の使用を取り消し、又は変更しようとするときは、佐倉市飯野台観光振興施設使用取消(変更)許可申請書により速やかに指定管理者に申請しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 指定管理者は、前項の規定による申請を許可したときは、使用者に通知するものとする。</p>	<p>(使用の承認)</p> <p>第六条 市長は、前条の申請を承認したときは、当該申請をした者に対し、佐倉市飯野台観光振興施設使用承認書(別記様式第三号)、以下「使用承認書」という。)を交付するものとする。</p> <p>2 使用の承認は、申請の順にこれを行い、申請が同時に行われたときは、協議又は抽選によりこの順を決定するものとする。ただし、公用又は市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 オートキャンプ場の使用の延長の承認は、一時間を単位とし、一時間未満の場合は、一時間とみなすものとする。</p> <p>(使用の取消し又は変更)</p> <p>第七条 前条の規定により使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、当該承認に係る観光振興施設の使用を取り消し、又は変更しようとするときは、第三項に定める場合を除き、佐倉市飯野台観光振興施設使用取消(変更)申請書(別記様式第四号)に使用承認書を添えて速やかに市長に申請しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請を承認したときは、佐倉市飯野台観光振興施設使用取消(変更)承認書(別記様式第五号)、以下「変更等承認書」という。)を使用者に交付するものとする。</p> <p>3 第一項に規定する変更のうち、軽微な変更として市長が定めるものについては、当該使用をするときまでに、口頭又は書面によりその旨を市長に申し出るものとする。</p> <p>(使用承認書の提示)</p> <p>第八条 使用承認書(前条第二項の承認を受けた者)あつては、変更等承認書(以下同じ。)(は、その承認に係る施設を使用する際に、職員に提示しなければならない。</p> <p>(使用の承認の取消し等)</p> <p>第九条 市長は、条例第七条の規定により観光振興施設の使用の承認を取り消し、又は変更したときは、佐倉市飯野台観光振興施設使用承認取消(変更)通知書(別記様式第六号)により使用者に通知するものとする。</p> <p>(使用料の納入)</p> <p>第十条 使用者は、使用料を使用承認書の交付の際に納付するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、別に納期を指定して使用料を納付させることができる。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第十一条 条例第九条の規定による使用料の減免は、次の各号に掲げる区分に</p>
<p>(使用の許可の取消し等)</p> <p>第四条 指定管理者は、条例第十二条の規定により観光振興施設の使用の許可を取り消し、又は変更したときは、使用者に通知するものとする。</p> <p>(利用料金の納入)</p> <p>第五条 使用者は、利用料金を使用の許可の際に納入するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が必要と認めるときは、別に納期を指定して利用料金を納入させることができる。</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第六条 条例第十五条の規定による利用料金の減免は、次の各号に掲げる区分</p>	

に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 国、県又は本市が使用するとき 免除

二 その他市長の承認を得て指定管理者が定める場合 市長の承認を得て指定管理者が定める割合

2 前項の規定による利用料金の減免を受けようとする者は、指定管理者に申請しなければならない。

3 指定管理者は、前項の規定による申請があつた場合は、減免の可否を決定し、当該申請をした者に通知するものとする。

(利用料金の還付)

第七条 条例第十六条ただし書の規定による利用料金の還付は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。この場合において、還付する金額に一円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

一 使用者の責めによらない理由により使用することができないとき 全額
二 その他市長の承認を得て指定管理者が定める場合 市長の承認を得て指定管理者が定める割合

2 前項の規定により利用料金の還付を受けようとする者は、利用料金を納入したことを証する書面を添えて指定管理者に申請しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めるときは、この限りでない。

3 指定管理者は、前項の規定による申請があつた場合は、還付の可否を決定し、当該申請をした者に通知するものとする。

(遵守事項)

第八条 利用者及び使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 施設又は附属設備を損傷し、又は汚損しないこと。

二 所定の場所以外で、飲食若しくは喫煙をし、又は火気を使用しないこと。

三 所定の場所以外に出入りしないこと。

四 許可を受けないで、備品、器具等の使用又は移動をしないこと。

五 騒音若しくは怒声を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 国、県又は本市が使用するとき 免除

二 その他市長が公益上必要と認めるものに使用するとき 市長が別に定める割合

2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、佐倉市飯野台観光振興施設使用料減免申請書(別記様式第七号)により市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の申請があつた場合は、減免の可否を決定し、佐倉市飯野台観光振興施設使用料減免決定通知書(別記様式第八号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(使用料の還付)

第十二条 条例第十条ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。この場合において、還付する金額に一円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

一 使用者の責めによらない理由により使用することができないとき 全額
二 使用者が使用日の三日前までに使用を取り消したとき 全額
三 使用者が使用日の二日前から使用日まで使用を取り消したとき 半額

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、佐倉市飯野台観光振興施設使用料還付申請書(別記様式第九号)に使用料を納付したことを証する書面及び使用承認書を添えて市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の申請があつた場合は、還付の可否を決定し、佐倉市飯野台観光振興施設使用料還付可否決定通知書(別記様式第十号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(使用者の遵守事項)

第十三条 観光振興施設を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 施設又は附属設備を損傷し、又は汚損しないこと。

二 所定の場所以外で、飲食若しくは喫煙をし、又は火気を使用しないこと。

三 所定の場所以外に出入りしないこと。

四 許可を受けないで、備品、器具等の使用又は移動をしないこと。

五 許可を受けないで、物品の展示、販売又はこれらに類する行為をしないこと。

六 騒音若しくは怒声を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

六 前各号に掲げるほか、管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(補則)

第九条 この規則に定めるもののほか、観光振興施設の管理及び運営に關し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

七 前各号に掲げるほか、管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(補則)

第十四条 この規則に定めるもののほか、観光振興施設の管理及び運営に關し必要な事項は、市長が別に定める。

別表第一

区分	使用時間	
	日帰り	一泊
オートキャン プ場	午前十一時から午後六時まで。ただし、午前九時から午前十一時まで及び午後六時から午後九時まででは、ほかの使用申請している者に支障がない場合に限り使用を延長することができる。	午前十一時から翌日の午前十時三十分まで。ただし、午前九時から午前十一時まで及び翌日の午前十時三十分から午後四時三十分までは、ほかの使用申請している者に支障がない場合に限り使用を延長することができる。

備考

- 一 十一月一日から翌年の三月三十一日までは一泊の使用が二区画以上ある場合に限り、一泊及び日帰りにおける午後六時以降の使用ができる。
- 二 一泊の使用に引き続き日帰り又は一泊の使用をする場合において、午前十時三十分から午前十一時まででは、延長時間とみなさない。

別表第二

区分	使用時間	
	テニスコート	ト
テニスコート	四月一日から十月三十一日まで	午前七時から午後六時まで
ト	十一月一日から翌年の三月三十一日まで	午前八時から午後五時まで